

令和5年 第1回

## 三種町選挙管理委員会議案

令和5年3月1日提出

日 時	令和5年3月1日（水） 午前9時00分
場 所	三種町役場第3会議室

署名委員

署名委員

# 次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
  - 議案第 1号 選挙人名簿に登録することについて
  - 議案第 2号 選挙人名簿から抹消することについて
  - 報告第 1号 登録の移替えをした者について
  - 報告第 2号 選挙権を有する者の50分の1の数について
  - 報告第 3号 選挙権を有する者の3分の1の数について
  - 報告第 4号 専決処分した事項の報告について（欠格者の表示）
  - 議案第 3号 選挙人名簿の移替えの延期について（県議選）
  - 議案第 4号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（県議選）
  - 議案第 5号 投票所を定めることについて（県議選）
  - 議案第 6号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて（県議選）
  - 議案第 7号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（県議選）
  - 議案第 8号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（県議選）
  - 協議第 1号 投票率向上のための投票区等の運営方針について（継続）
- 4 その他

## 議案第1号

### 選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和5年3月1日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和5年3月1日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋田 仁

- 1 新有権者登録 令和5年3月1日までに満18歳に達する者  
生年月日：平成16年12月3日から平成17年3月2日まで  
男 17人 女 12人 小計 29人
- 2 転入登録 令和4年12月1日以前より引き続き三種町に居住している者  
転入日：令和4年9月2日から令和4年12月1日まで  
男 20人 女 21人 小計 41人
- 3 登録者総数 男 37人 女 33人 合計 70人

## 議案第2号

### 選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第28条の規定により、令和5年3月1日現在において別紙の者  
を選挙人名簿から抹消する。

令和5年3月1日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋田 仁

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和4年12月1日から令和5年2月28日まで<br>男 56人 女 58人 小計114人                            |
| 2 | 転出抹消者 | 令和4年10月31日以前に三種町から転出した者<br>転出日：令和4年8月1日から令和4年10月31日まで<br>男 24人 女 24人 合計 48人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 80人 女 82人 合計162人  |

報告第1号

登録の移替えをした者について

令和5年3月1日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和5年3月1日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋田 仁

令和4年12月1日から令和5年2月28日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男 9人 女 26人 合計 35人

## 報告第2号

### 選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は272である。

令和5年3月1日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋田 仁

## 参 考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

## 報告第3号

### 選挙権を有する者の3分の1の数について

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,521である。

令和5年3月1日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋田 仁

### 参 考

- 第76条第1項 議会の解散請求
- 第80条第1項 議員の解職請求
- 第81条第1項 長の解職請求
- 地教組第8条第1項 教育委員の解職請求

報告第4号

専決処分した事項の報告について（欠格者の表示）

選挙権を有しなくなった者について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により、別紙のとおり選挙人名簿に表示した。

令和5年3月1日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋田 仁

議案第 3 号

選挙人名簿の移替えの延期について（県議選）

公職選挙法施行令第 17 条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋 田 仁

移替えを延期する期間

令和 5 年 3 月 7 日から令和 5 年 4 月 9 日まで

議案第 4 号

ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（県議選）

令和 5 年 4 月 9 日執行予定の秋田県議会議員一般選挙における公職選挙法第 144 条の 2 の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋 田 仁

琴丘地区	49箇所		
山本地区	62箇所		
八竜地区	46箇所	計	157箇所

設置箇所は別紙のとおり

## 議案第5号

### 投票所を定めることについて（県議選）

令和5年4月9日執行予定の秋田県議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

令和5年3月1日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋田 仁

投票区	投票所	所在地
鯉川	旧鯉川小学校	三種町鯉川字片平34番地
鹿渡南	琴丘保育園	三種町鹿渡字東小瀬川43番地1
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳29番地3
新屋敷	新屋敷集会所	三種町鹿渡字寺後170番地
落合	旧上岩川小学校	三種町上岩川字柏木岱40番地
勝平	勝平地区集会所	三種町上岩川字勝平63番地3
大町	山本地域拠点センター	三種町森岳字町尻35番地
林崎	林崎自治会館	三種町森岳字東囲151番地
木戸沢	山本ふるさと文化館	三種町森岳字東堤沢72番地44
長面	すいらんの館	三種町下岩川字長面谷地39番地2
達子	達子集落生活改善センター	三種町下岩川字達子170番地1
金光寺	金陵の館	三種町豊岡金田字金光寺4番地1
豊岡	豊岡公民館	三種町豊岡金田字豊岡91番地1
北金岡	中嶋ふれあいセンター	三種町外岡字中嶋4番地1
川尻	川尻自治会館	三種町川尻字東大堤下74番地
鶉川	鶉川地区館	三種町鶉川字西鶉川85番地
大曲	大曲コミュニティセンター	三種町鶉川字大曲117番地
浜田	浜口地区館	三種町浜田字福沢57番地
大口	大口公民館	三種町大口字大口45番地
釜谷	釜谷公民館	三種町大口字釜谷18番地
芦崎	せいぶ館	三種町芦崎字芦崎485番地

議案第6号

投票所の閉鎖時刻を定めることについて（県議選）

公職選挙法第40条第1項の規定により、令和5年4月9日執行予定の秋田県議会議員一般選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

令和5年3月1日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋田 仁

投票区	投票所	閉鎖時刻
落合	旧上岩川小学校	午後6時とし、閉鎖時刻を2時間繰り上げる。
勝平	勝平地区集会所	

投票区	投票所	閉鎖時刻
鯉川	旧鯉川小学校	午後7時までとし、閉鎖時刻を1時間繰り上げる。
鹿渡南	琴丘保育園	
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	
新屋敷	新屋敷集会所	
大町	山本地域拠点センター	
林崎	林崎自治会館	
木戸沢	山本ふるさと文化館	
長面	すいらんの館	
達子	達子集落生活改善センター	
金光寺	金陵の館	
豊岡	豊岡公民館	
北金岡	中嶋ふれあいセンター	
川尻	川尻自治会館	
鶉川	鶉川地区館	
大曲	大曲コミュニティセンター	
浜田	浜口地区館	
大口	大口公民館	
釜谷	釜谷公民館	
芦崎	せいぶ館	

## 議案第7号

期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（県議選）

令和5年4月9日執行予定の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

令和5年3月1日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋田 仁

### 1 期日前投票を行う場所及び設置期間

- (1) 三種町鹿渡字東二本柳29番地3 琴丘地域拠点センター  
期間 令和5年4月1日から令和5年4月8日まで
- (2) 三種町森岳字町尻35番地 山本地域拠点センター  
期間 令和5年4月1日から令和5年4月8日まで
- (3) 三種町鶉川字西本田2番地 八竜農村環境改善センター  
期間 令和5年4月1日から令和5年4月8日まで

投票時間 いずれも午前8時30分から午後8時まで

### 2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町鶉川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室  
令和5年4月1日から令和5年4月8日まで  
午前8時30分から午後8時まで

議案第 8 号

不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（県議選）

公職選挙法施行令第 5 3 条第 1 項及び第 5 9 条の 4 第 4 項の規定により、令和 5 年 4 月 9 日執行予定の秋田県議会議員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋 田 仁

郵便により発送できる日 令和 5 年 3 月 2 9 日（水）

協議第1号

投票率向上のための投票区等の運営方針について（継続）

投票率向上のための投票区等の運営方針について協議する。

令和5年3月1日提出

三種町選挙管理委員会  
委員長 嶋田 仁

【今後の日程】

- 3月20日（月） 秋田県議会議員一般選挙 投票所入場券発送
- 3月30日（木） 第2回選挙管理委員会（選挙時登録、県議選関係）  
午前9時00分 第2会議室
- 3月31日（金） 秋田県議会議員一般選挙 公示日
- 4月 1日（土）～4月8日（土） 期日前投票・不在者投票
- 4月 3日（月） 選挙公報配布開始
- 4月 8日（土） 第3回選挙管理委員会（登録抹消）  
午前9時 第1会議室
- 4月 9日（日） 秋田県議会議員一般選挙 投・開票日

任期満了日 令和5年4月29日

能代市山本郡選挙区 定数3人（△1）